

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	西岡	武夫 (民主)	富岡	由紀夫 (民主)	西田	昌司 (自民)
理事	池口	修次 (民主)	那谷屋	正義 (民主)	長谷川	大紋 (自民)
理事	小川	勝也 (民主)	直嶋	正行 (民主)	丸川	珠代 (自民)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	林	久美子 (民主)	山内	俊夫 (自民)
理事	岡田	直樹 (自民)	水岡	俊一 (民主)	義家	弘介 (自民)
理事	世耕	弘成 (自民)	山根	隆治 (民主)	山下	栄一 (公明)
	岩本	司 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)	山本	博司 (公明)
	尾立	源幸 (民主)	神取	忍 (自民)		
	大久保	勉 (民主)	島尻	安伊子 (自民)		(19. 9. 10 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	直嶋	正行 (民主)	那谷屋	正義 (民主)	神取	忍 (自民)
	池口	修次 (民主)	水岡	俊一 (民主)	島尻	安伊子 (自民)
	岩本	司 (民主)	山根	隆治 (民主)	世耕	弘成 (自民)
	小川	勝也 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)	西田	昌司 (自民)
	榛葉	賀津也 (民主)	岡田	直樹 (自民)	西田	実仁 (公明)
						(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	山内	俊夫 (自民)	那谷屋	正義 (民主)	世耕	弘成 (自民)
	池口	修次 (民主)	直嶋	正行 (民主)	長谷川	大紋 (自民)
	岩本	司 (民主)	水岡	俊一 (民主)	丸川	珠代 (自民)
	小川	勝也 (民主)	山根	隆治 (民主)	義家	弘介 (自民)
	榛葉	賀津也 (民主)	岡田	直樹 (自民)	西田	実仁 (公明)
						(召集日 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願13種類72件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査等]

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の勤勉手当の額を改定するものである。

本法律案は、11月8日に衆議院から提出、11月26日に本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成19年9月10日(月)(第1回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、会期を62日間とすることに決定した。
- 一、内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科
学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、
環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、行政監視委員長及び懲罰委員長の
辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員
長、文教科科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交
通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視
委員長及び懲罰委員長の補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び
選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政
府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおり
とすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会・日本10人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本
共産党1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本9人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本
共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本17人、自由民主党・無所属の会12人、公明党3人、日本
共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本10人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本
共産党1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本14人、自由民主党・無所属の会12人、公明党2人、社会
民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計30人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定し
た後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会・日本8人、自由民主党・無所属の会6人、公明党1人 計15
人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定

した。

イ、日取り 9月13日及び14日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・日本100分、自由民主党・無所属の会50分、公明党30分、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各5分

ハ、人 数 民主党・新緑風会・日本3人、自由民主党・無所属の会2人、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会・日本 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党
4 民主党・新緑風会・日本 5 自由民主党・無所属の会 6 民主党・新緑風会・日本 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合 9 国民新党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年9月25日（火）（第2回）

一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・日本7人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計10人

一、事務総長から内閣総理大臣の指名両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年10月1日（月）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年10月4日（木）（第4回）

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月4日及び5日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・日本100分、自由民主党・無所属の会50分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分、国民新党5分

ハ、人 数 民主党・新緑風会・日本3人、自由民主党・無所属の会2人、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会・日本 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党
4 民主党・新緑風会・日本 5 自由民主党・無所属の会 6 民主党・新緑風会・日本 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合 9 国民新党

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年10月5日（金）（第5回）

一、国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び少子高

齢化・共生社会に関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会

民主党・新緑風会・日本12人、自由民主党・無所属の会9人、公明党3人、社会民主党・護憲連合1人 計25人

国民生活・経済に関する調査会

民主党・新緑風会・日本12人、自由民主党・無所属の会9人、公明党2人、日本共産党及び国民新党各1人 計25人

少子高齢化・共生社会に関する調査会

民主党・新緑風会・日本12人、自由民主党・無所属の会9人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計25人

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。

一、事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月2日（金）（第6回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員藤井孝男君を院議をもって表彰することに決定した。

一、国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員井上裕君、竹山裕君、真鍋賢二君、倉田寛之君及び吉川春子君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月9日（金）（第7回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月14日（水）（第8回）

一、次の件について岩城内閣官房副長官、中川内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、河井法務副大臣、岸厚生労働副大臣、松島国土交通副大臣及び桜井環境副大臣から説明を聴いた後、国家公務員倫理審査会会長及び同委員、検査官、総合科学技術会議議員、地方分権改革推進委員会委員、国家公安委員会委員、電気通信事業紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、公安審査委員会委員、中央社会保険医療協議会委員、運輸審議会委員のうち大

屋則之君及び廻洋子君並びに公害健康被害補償不服審査会委員のうち大森淳君の任命については同意を与えることに、労働保険審査会委員、運輸審議会委員のうち長尾正和君及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち田中義枝君の任命については同意を与えないことにそれぞれ決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ニ、地方分権改革推進委員会委員の任命同意に関する件

ホ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

チ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

リ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

ル、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヲ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ワ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

カ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月26日（月）（第9回）

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第7号）賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、特定任期付職員の給与の特例に関する規程の制定に関する件について決定した。

一、本会議における平成十八年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・日本20分、自由民主党・無所属の会及び公明党各10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月28日（水）（第10回）

一、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・日本15分、自由民主党・無所属の会及び公明党各

10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年11月30日（金）（第11回）

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月12日（水）（第12回）

一、元議員故林田悠紀夫君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。

一、放送法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことについて決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・日本15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月14日（金）（第13回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月21日（金）（第14回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年12月26日（水）（第15回）

○障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案及び国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことについて決定した。

○平成20年1月9日（水）（第16回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年1月11日（金）（第17回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年1月15日（火）（第18回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第7号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成19年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成20年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二は平成20年4月1日から施行すること。